

理由説明書

国土交通省

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、中部地方整備局長（以下「処分庁」という。）に対し、以下の文書の開示を求めて行われたものである。

・平成23年6月22日に、中部地方整備局河川部（以下「河川部」という。）河川保全管理官名で記者発表（以下「本件記者発表」という。）を行った「平成23年6月8日に愛知県が開催した「長良川河口堰検証公開ヒアリング」（以下「公開ヒアリング」という。）の資料について」13ページの許可量と安定供給可能量の「差分の2.29 m³/s は、名古屋市が長良川河口堰及び徳山ダムへ振り替えることとなっています。」、「差分の2.30 m³/s は、三重県が長良川河口堰へ振り替えることとなっています。」の根拠となる文書（以下「本件対象文書」という。）

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、「木曾川水系における水資源開発基本計画_説明資料(1)」(以下「文書①」という。)を特定し、平成23年8月4日付けで開示決定(以下「原処分」という。)を行った。

(3) 審査請求人は、原処分により開示された文書は本件対象文書にはあたらないとし、更なる文書の開示を求め、平成23年8月15日付けで審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を提起した。

(4) 処分庁は、原処分で開示した文書の他に本件開示請求の対象とすべき文書の存在を確認したとして、平成24年2月14日付けで以下の6文書の追加開示決定(以下「本件追加開示処分」という。)を行った。

- ・平成23年3月11日付け22上計水第31号 許可申請書(以下「文書②」という。)
- ・平成23年3月4日付け国部整水第199号/平成21年9月10日付け20国部整水第44号 水利使用(更新)に関する河川法(昭和39年法律第167号)第23条及び第24条の許可(以下「文書③」という。)
- ・平成23年8月1日付け国部整水第10号/平成21年6月15日付け部地専河発第7号 木曾川水系木曾川における水利使用(変更(更新))に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議(木曾川用水・濃尾第二地区)について(以下「文書④」という。)
- ・平成3年3月26日水公規程第15号/[最終改正沿革]平成15年9月3日水公規程第15号改正 阿木川ダムに関する施設管理規程(以下「文書⑤」という。)
- ・昭和52年3月23日付け水公規程昭和52年第10号/[最終改正沿革]平成21年10月14日水機規程第7号改正 岩屋ダムに関する施設管理規程(以下

「文書⑥」という。)

・平成8年11月27日付け水公規程第39号／〔最終改正沿革〕平成15年9月3日水公規程第16号改正 味噌川ダムに関する施設管理規程（以下「文書⑦」という。)

- (5) 審査請求人は、本件追加開示処分により開示された文書について、本件対象文書にはあたらないとして、「開示請求趣旨に合う文書の開示決定」又は「該当文書が存在であることを明示し、平成23年6月22日に河川部河川保全管理官名で記者発表した、公開ヒアリング資料についての資料13ページの、岐阜大学の富樫幸一教授に対する「事実誤認」という批判には根拠がないことを明らかにすること」を求め、平成24年3月26日付け審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を提起した。
- (6) 審理において必要があるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第36条の規定に基づき、諮問庁は平成24年7月31日付けで本件審査請求1及び本件審査請求2の審理を併合した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分について

ア 文書①は、「2. 29 m³/s」の数値、及び振り替える主体が「名古屋市」である根拠にならない。また、「2. 30 m³/s」の数値及び振り替える主体が「三重県」である根拠にならない。

審査請求人は、インターネットに公開されている文書の中には「根拠となる文書」にあたるものがないので、300円の印紙を貼って開示請求をした。当該文書はインターネットに掲載されており、インターネットでアクセスできるものが「根拠となる文書」に該当するというなら、その旨の連絡及び説明があつてしかるべきである。

イ 平成23年6月22日、河川部は、公開ヒアリングの資料について、その内容の一部に事実誤認がある旨の本件記者発表をしているが、研究者の資料を事実誤認とするのであれば、きちんとした根拠・裏付けがあるはずである。仮に、「根拠となる文書」が開示された2枚しかないとするなら、かくも薄弱な「根拠」でなした上記発表は不可解としか言いようがない。

(2) 本件追加開示処分について

ア 文書②において、名古屋市長は「長良川河口堰および徳山ダムについては、現段階で導水施設がないため、本申請においては木曽川自流、木曽川総合用水および味噌川ダムの使用を申請するものです」としている。つまり、専用施設がないから「長良川河口堰および徳山ダムについては申請しない」、「振り替えることになっている」ことを留保した文書であり、本件対象文書にはあたらない。むしろ「振り替えることになっているとはいえない」ことの根拠文書である。

イ 河川部の担当者は、本件追加開示処分実施時の口頭説明において、「なお、長良川河口堰および徳山ダムに係る流水占用につきましては、取水の確実性が確認され次

第、変更申請を行います。」という文言が水利権申請意思を示すものとしたが、審査請求人が開示を求めているのは、富樫教授の「実需要、専用施設がなければ水利権は生じない」に対しての中部地方整備局の赤字添削「～振り替えることになっている」の根拠文書である。また、木曾川水系連絡導水路事業「検討の場」において、名古屋市は導水路建設の意思をペンディングにしている。したがって、当該部分は「取水の確実性は確認できない、水利権申請をするかどうかは不確定、当面は留保する」と読むべきであり、どういう意味においても本件対象文書には当たらない。

ウ 本件追加開示処分には複数のダムの施設管理規程が入っているが、開示請求書で「差分の2. 29 m³/s は」にアンダーラインをつけたのは「振り替えることになっている」のは何かを示すためである。施設管理規程にある数字について富樫教授と審査請求人がよく認識していることは河川部も承知しているとおりで、全く不要な文書である。

3 本件対象文書について

(1) 本件記者発表について

河川部は、公開ヒアリングの対象者の一人である富樫幸一教授が説明した内容の一部に事実誤認があり、その資料が愛知県の公式ホームページに掲載されたため、これを見る地域住民等に誤解を招く恐れがあったことから、事実関係を訂正する本件記者発表を行い、その内容を中部地方整備局のホームページに掲載することを決定した。

本件審査請求1及び本件審査請求2は、当該ホームページに掲載された内容に係るものである。

(2) 本件対象文書について

ア 文書①について

文書①は、名古屋市及び三重県を含む木曾川水系に係る関係行政機関の合意の下、策定され、平成16年6月15日に閣議決定された「木曾川水系における水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）」の一部である。これには、木曾川水系に各種用水（水道用水・工業用水・農業用水）の供給を依存している長野県、岐阜県、愛知県（名古屋市含む）、及び三重県の諸地域における平成27年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標について記載した部分と、その具体的な計画の内容を示した説明資料からなり、長良川河口堰及び徳山ダムによる開発水量（供給目標を確保するために各事業により開発する水量）について記載されている。

イ 文書②について

各種用水を利用する者が水資源開発基本計画に基づく供給を受けるためには、河川法第23条に基づく流水の占用の許可を受けることが必要であり、文書②は、名古屋市が水利権申請を行うにあたって当該許可の申請を行った文書である。これには、名古屋市について振替えの前提となる長良川河口堰及び徳山ダムに係る水利権の変更許可量について記載されている。

ウ 文書③及び④について

これらは、名古屋市及び三重県が行った水利権申請に対する処分庁による許可の

文書である。これらの文書中、水利使用規則においては、本件記者発表に係る資料の13ページ記載の「差分の2.29 m³/s」及び「差分の2.30 m³/s」（以下「差分数値」という。）の算出に必要な「最大取水量」について記載されている。

エ 文書⑤～⑦について

これらは、関連するダム施設の施設管理規定であり、差分数値を算出するにあたり必要な開発水量が記載されている。

オ また、三重県が振り替えることの根拠については、「2010.6.17第7回木曾川部会議事録」が既に国土交通省本省のホームページ上で公開され、ここでフルプランに係る三重県の考え方が明確に示されており、審査請求人が上記2(1)アのとおり、原処分においてインターネット上で公開されている文書を開示決定したことについて不服を述べていることから、当該ホームページのアドレスを審査請求人に教示し、これに関して追加の開示決定は行っていない。また、差分数値の根拠については、(独)水資源機構作成のパンフレットが同機構のホームページで公開され、これには算出に必要な数値が記載されていることから、同様に当該ホームページアドレスを審査請求人に教示し、これに関しても追加の開示決定は行っていない。

4 原処分及び本件追加開示処分の妥当性について

審査請求人は、文書①～⑦では、本件記者発表の内容の根拠にはなり得ないこと等を理由として、根拠たる文書の更なる開示又は不存在を理由とする不開示決定を行うこと等を主張している。よって、文書特定の妥当性について、以下検討する。

(1) 振り替えることの根拠について

ア 原処分及び追加開示処分における処分庁の考え方について

(ア) 処分庁は、本件対象文書は、名古屋市及び三重県が水源を木曾川から長良川河口堰及び徳山ダムへ振り替えることを示す文書であると解釈した。こうした解釈に基づき、処分庁は、名古屋市等の関係行政機関の合意の下で策定されたフルプランに、長良川河口堰及び徳山ダムの開発水を用いることとする需要の見通し及び供給の目標が示されており、振り替えることが関係機関における共通認識であることが示されていると判断し、文書①が振り替えることを示していると考え、本件対象文書として特定した。

(イ) 本件審査請求1を受け、処分庁において改めて原処分の見直しを行ったところ、審査請求人が求めている本件対象文書には、「振り替えることを示す」文書だけではなく、名古屋市及び三重県が具体的に「振り替える意思を有していることを示す」文書も含まれると解釈し、これについても探索を行った。その結果、処分庁は名古屋市が自ら処分庁に提出した文書②において「本申請の取水量を安定的に充足させるためには、木曾川自流、木曾川総合用水、味噌川ダム、長良川河口堰および徳山ダムの使用が必要となりますが、長良川河口堰および徳山ダムについては、現段階で導水施設がないため、本申請においては木曾川自流、木曾川総合用水および味噌川ダムの使用を申請するものです。なお、長良川河口堰および徳山ダムに係る流水占用につきましては、取水の確実性が確認され次第、変更申請を行います。」と記述されており、この記述が名古屋市が振替えを行う意思を有し

ていることを裏付けるものであると認識したことから、文書②を本件対象文書として特定した。

なお、三重県については、上記3(2)オのとおり教示を行った。

(ウ) さらに処分庁は、文書①及び文書②以外の文書がないか確認をしたが、河川部、事務所及び出張所の執務室、倉庫及び書庫に存在する関連文書において、名古屋市又は三重県が振り替えることに言及した記述は見当たらなかった。

イ 原処分及び追加開示処分に対する諮問庁の考え方について

(ア) 本件審査請求1及び本件審査請求2によれば、審査請求人は、名古屋市及び三重県について現在でも振替えを行う確実な予定を有していることを示す文書の開示を求めていると考えられる。諮問庁が確認をしたところ、文書①には、開発水量の欄に事業(長良川河口堰及び徳山ダムを含む。)ごとに愛知県及び三重県の数値が記載され、名古屋市の数値は、愛知県の数値に含まれていることは明らかである。また、県別の記載はないものの、下記(2)における差分数値の算出に必要な安定供給可能量(近20年の間で2番目の渇水年において供給可能な水量)が記載されていた。以上より、文書①には、少なくともフルプラン策定時において、名古屋市及び三重県が振替えを行う予定を有していたことが示されているものと考えられる。

(イ) そして、その後も振替えを行う予定を有していたことを裏付けるものを広く開示する観点から、処分庁が、名古屋市が振り替える意思を有していることを示す文書を本件対象文書に含まれると解釈したことは特段不合理なものではない。この点、文書②は、「長良川河口堰および徳山ダムに係る流水占用につきましては、取水の確実性が確認され次第、変更申請を行います。」との記述があり、名古屋市が自ら処分庁に提出したものであることからすれば、これには名古屋市が振り替える意思を有していたことが示されていると解釈することもできる。

(ウ) 上記ア(ウ)のとおり、他に名古屋市が振り替えることに言及した記述のある文書が見当たらなかったことも併せて考えれば、政府が有するその諸活動を国民に説明する責務を全うするという情報公開制度の目的を踏まえ、上記のように「名古屋市が長良川河口堰および徳山ダムへ振り替えることとなっています」の根拠となる資料を求めるといふ請求の趣旨を広く解釈し、本件対象文書として文書①及び文書②の特定を行った処分庁の判断は妥当なものであると考える。

また、実際に振り替える場合は、事前協議や河川法第23条及び第24条に基づく許可の申請等がなされるが、フルプランにおける平成27年度の供給の目標について、現時点において具体的にこれらに関連する文書を取得又は作成する必要がない点を踏まえると、文書①及び文書②以外の文書で、本件対象文書として特定すべき文書がなかったとの処分庁の説明にも、特段不自然な点はない。

(2) 差分数値の根拠について

ア 原処分及び追加開示処分における処分庁の考え方について

(ア) 処分庁は、原処分にあたり、審査請求人に本件開示請求以外の機会において長良川河口堰等について河川部職員が何度も説明をしてきた経緯があり、審査請求人は差分数値の算出方法を熟知していることから、これを必要としていないと考

え、差分数値の算出に必要な数値は本件対象文書に該当しないと判断していた。

(イ) しかし、本件審査請求1を受け、改めて本件開示請求書を確認したところ、差分数値についてもその根拠を求めているとも受け取れる記載内容であり、その算出に必要な数値が記載されている文書③～⑦を新たに特定した。

(ウ) 振り替えることの根拠には、当然にその振替えの内容をなす差分数値とその算出の根拠が含まれるものと解される。諮問庁が確認をしたところ、文書①と合わせて、文書③～⑦をもとに差分数値の算出が可能であり、差分数値の根拠を示すものとして文書①及び文書③～⑦を特定した処分庁の判断は妥当なものである。

また、処分庁は、業務上で差分数値の算出をする際には、審査請求人に教示した(独)水資源機構のホームページに掲載されているパンフレットのみを使用すれば足りることから、計算過程に係る文書は残していないと説明するが、差分数値の根拠となる文書を作成すべき法令等の定めはなく、法令上・実務上の観点から、他に本件対象文書に該当する文書を取得又は作成していないとしても何ら不自然なことはないと考えられる。

(3) 以上のとおり、諮問庁は、処分庁が本件対象文書として文書①～⑦を特定したことは妥当であり、また、他に本件対象文書として特定すべき文書は存在しないと考えるが、念のため、本諮問に際し、本件対象文書として特定できる文書がないかを確認するため、処分庁を通じ、河川部、事務所及び出張所の執務室、倉庫及び書庫を再度入念に探索させたが、本件対象文書として特定できる文書は確認できなかった。

なお、文書①については、国土交通省本省のホームページに掲載されているものであり、これを開示する場合であっても、審査請求人から手数料を徴収することを踏まえ、文書の特定にあたって当該ホームページアドレスを教示した上でその必要の有無を審査請求人に確認することが妥当であったと考える。また、審査請求人が2(2)ウのとおり、文書⑤～⑦の開示が不要であった旨主張していることについては、河川部職員と審査請求人との間で何度も長良川河口堰に係る説明等のやりとりがあったというそれまでの経緯を踏まえれば、原処分にあっても審査請求人の意向を聞き取り、開示請求書の補正によってその対象を明確にすることが望ましかったと考える。しかしながら、以上のように開示請求の趣旨を広く解して、その範囲を決定した原処分及び追加開示処分自体が違法又は不当であったとまでは言えない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

そもそも、情報公開制度は、行政機関が現に保有している行政文書を国民からの請求に応じて開示することを趣旨とする制度であり、審査請求人の要求するように、行政機関の主張に「根拠がないことを明らかにすること」など、行政機関の見解を改めて示すことは、その制度の範疇を超えるものである。

5 結論

以上のとおり、原処分及び本件追加開示処分は妥当であり、審査請求人が求める原処分及び本件追加開示処分の変更の必要はないと考える。